

犯罪被害者の方が平穏な日常を送れるように・・・

犯罪被害者等支援条例を制定しました

令和7年4月1日から運用を開始します

村では、万が一、犯罪被害者になってしまった方や、その遺族に対する支援に取り組むため、「犯罪被害者等基本法」に基づき、犯罪被害者の支援について、その基本的事項を定めた「占冠村犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

犯罪被害者が再び平穏な日常生活を送れるよう、警察等関係機関と連携し、支援を行います。

支援の概要

① 相談窓口の設置

犯罪被害者が抱えているさまざまな問題について、役場福祉子育て支援課（社会福祉担当）が相談に応じます。

相談者に対し必要な情報の提供や助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整や橋渡しを行います。

【受付時間】 平日の午前8時30分～午後5時15分（年末年始を除く）

② 見舞金の支給

犯罪行為により死亡した村民の遺族や、犯罪行為により一定の被害を受けた村民に対し、経済的負担を軽減するため、見舞金を支給します。（申請が必要です。）

見舞金区分	支給対象者	支給要件	支給額
遺族見舞金	被害者遺族	被害者の死亡	30万円
傷病見舞金	被害者本人	療養期間が1か月以上であると 医師に診断されていること	10万円

※ 対象 令和7年4月1日以降に犯罪行為の被害を受けられた方

お問合せ先 占冠村役場 福祉子育て支援課 社会福祉担当

Tel 56-2125 E-mail fukushi@vill.shimukappu.lg.jp

犯罪等に被害にあわれた方への理解と支援について

犯罪被害者等の苦しみを理解し、被害を軽減するためには、周囲の人の支えが大きな助けとなります。自分の周りや職場での取り組みにご協力をお願いします。

占冠村犯罪被害者等支援条例（令和7年4月1日施行）

■基本理念（第3条）

- 1 犯罪被害者等の個人の尊厳にふさわしい処遇が保障されるよう配慮すること。
- 2 犯罪被害者等が置かれている状況を配慮して支援を行うこと。
- 3 被害を受けたときから平穏な生活ができるまでの間、必要な支援を行うこと。

■村の責務（第4条）

基本理念にのっとり、関係機関等との役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援施策を実施します。

■村民等の責務（第5条）

基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況、支援の必要性の理解を深め、二次的被害を生じさせることのないよう配慮すること。村、関係機関等が行う支援施策に協力するよう努めること。

■事業者の責務（第6条）

基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況、支援の必要性の理解を深め、事業活動を行うに当たっては、二次的被害を生じさせることのないよう配慮すること。
村、関係機関等が行う支援施策に協力するよう努めること。
犯罪被害者等の就労、勤務条件等、十分配慮するよう努めること。

事業者の皆様にご協力をお願いします

■犯罪被害者等への理解の促進

犯罪被害者等は、直接的な被害だけでなく、被害後には二次的被害に苦しめられています。まずは、犯罪被害者等がこのような状況に置かれているということを従業員に対し理解していただけるようご協力をお願いします。

■職場環境の整備

犯罪被害者等は、警察、病院、裁判所等へ何度も赴く必要があり、年次有給休暇だけでは対応できない場合があります。職場環境の整備は、被害に遭った社員やご家族の生活を支えるためにとても重要で、事業者にはしかできないことです。

具体的な取組事例

○既存の休暇制度を活用

病気休暇など特別な休暇制度を犯罪被害者等も含めて活用できるようにしましょう

○勤務の調整

犯罪被害者等の状況等に応じた職務分担（の見直し）や勤務時間の調整をしましょう

■職場での配慮

上司や同僚の配慮に欠ける言動や偏見、誹謗中傷などによる「二次被害」を防ぐため、犯罪被害者等に寄り添った言動を心掛けましょう。励ますつもりでも、犯罪被害者等を傷つけてしまうことがありますので注意しましょう。

具体的な取組事例

○普段どおりにあいさつや声をかけるなど、今までと同じ態度で接しましょう

○希望されたときゆっくり話を聴き、怒りや悲しみを理解し、支えにならしましょう

お問合せ先 占冠村役場 福祉子育て支援課 社会福祉担当

TEL 56-2125 E-mail fukushi@vill.shimukappu.lg.jp